

地方税の賦課及び徴収に関する事務についての特定個人情報保護評価書に対するご意見の要旨と区の方考え方

章・分野	件数	ご意見	区の方考え方
<p>Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要</p> <p>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</p> <p>⑦ 再委託の有無</p>	<p>2件</p>	<p>1-① 再委託が可となっているものについてはデータが膨大になるためと思われるが、再委託不可とすることはできないか。</p> <p>1-② 許可制にするのであれば、事実の把握と内容の大事さの観点から、再委託よりも直接契約したほうがよいと考える。</p>	<p>1-① 番号法第10条により、個人番号利用事務等について再委託ができる旨規定されており、品川区においては、区の方安全対策基準に基づき、再委託先に対しても、厳格な安全管理義務と秘密保持義務を課しています。</p> <p>1-② システムの著作権について開発事業者が保有しており、システムの保守等について再委託先と直接契約することはできないため、区の方安全管理基準に基づき適切な監督を行い、再委託を許可しています。</p>